

関税法第24条第1項の規定に基づく、和歌山税關支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定を次のように定める。

平成17年5月31日

[最終改正：平成29年6月13日]

和歌山税關支署長 武田 康彦

関税法第24条第1項の規定に基づく、和歌山税關支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

1. 船舶と陸地との交通場所

イ. 和歌山下津港（和歌山地区）

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	和歌山市築港6丁目18番地地先護岸	
(2)	中埠頭内岸壁（第1号、第2号、第4号）に港湾施設管理者が設置した出入口及び同埠頭第3号岸壁	中埠頭内岸壁（第1号、第2号、第3号、第4号）
(3)	西浜第3岸壁、第5岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	西浜第3岸壁、第5岸壁
(4)	薬種畠桟橋に港湾施設管理者が設置した出入口	薬種畠桟橋

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(4)の場所は、それぞれの岸壁及び桟橋にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

ロ. 和歌山下津港（下津地区）

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	下津港区築地第2護岸西側岸壁及び築地物揚場東側岸壁	
(2)	和歌山石油精製株が設置したゲート	和歌山石油精製株構内桟橋
(3)	コスモ石油ルブリカンツ株が設置したゲート	コスモ石油ルブリカンツ株構内桟橋
(4)	JXTGエネルギー株が設置したゲート	JXTGエネルギー株構内桟橋

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(4)の場所は、それぞれの桟橋にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

ハ. 新宮港

	指定交通場所	船舶の係留場所
	新宮港4号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	新宮港4号岸壁

ただし、当該岸壁にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

イ. 和歌山下津港（和歌山地区）

- (1) 指定保税地域の岸壁及び物揚場の沿岸
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁及び沿岸（ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）
- (3) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置（パイプライン等）を有する桟橋
- (4) 通船発着場（ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。）

ロ. 和歌山下津港（下津地区）

- (1) 指定保税地域の岸壁及び物揚場の沿岸
- (2) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置（パイプライン等）を有する桟橋

ハ. 新宮港

指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁の沿岸（ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）

附 則

- 1 この公告は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。